

《1. 特定都市河川浸水被害対策法(以下、特定都市河川法)の概要》(平成15年法律第77号)

① 最近の動向

近年の激甚化・頻発化する水災害に対し、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みとして、特定都市河川法が令和3年11月1日に一部改正された。

② 目的

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害の発生又はそのおそれがあり、かつ、市街化の進展等により河道等の整備が困難な地域について、浸水被害から国民の生命等を保護するため、特定都市河川及び流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための措置を定め、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

《2. 特定都市河川法において越谷市に関連する主な事項》

① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定

② 雨水浸透阻害行為の許可

③ 貯留機能保全区域の指定

② 雨水浸透阻害行為の許可 (概要)

宅地等以外の土地において、宅地等にするために行う土地の形質の変更、土地の舗装等の流出雨水量を増加させるおそれのある行為(雨水浸透阻害行為)について、都道府県、指定都市又は中核市の長の許可を受ける必要があり、標識を設け、雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある。

《3. 中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定(中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会)について》

- 中川・綾瀬川流域では、昭和55年に、土地利用を含めた総合治水対策を講じることにより水害を防止し、又は、軽減することを目的として、総合治水対策協議会を設置し、流域(国、1都2県、28市区町)が一体となり、総合治水対策を推進
- 令和5年3月29日に開催された中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会において、関係する流域自治体の首長出席のもと、中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定など法適用に向けた検討を進めることを確認

《4. 特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為の許可手続きの主な内容》

① 対象行為

土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為(雨水浸透阻害行為)

■許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

- 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
 - 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
 - ローラー等により土地を締め固める行為
 - 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)
-

② 対象規模

雨水浸透阻害行為の面積が1,000平方メートル以上

※農地又は林地の保全、既に舗装されている土地、仮設の建築物等一時的な利用を目的とする行為は許可不要

③ 必要対策容量

雨水浸透阻害行為後の流出雨水量が行為前の流出雨水量と同じになるような容量

○法と条例の関係

	特定都市河川法	越谷市まちの整備に関する条例
対象行為	雨水浸透阻害行為 ・土地の形質変更 ・土地の舗装 ・土地の締め固め等	開発行為等 (土地区画整理事業の施行区域等除く)
対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上 法に定める 雨水浸透阻害行為の面積のみ	500m ² 以上1ha未満 ※1ha以上の県協議で不要の場合も含む 開発区域面積
必要対策容量	行為前後の流出係数の変化等をもとに算定 申請毎に個別に算定	開発行為等の面積に対し、500m ³ /haをもとに算定 対策量の違い 必要対策容量の大きい方を適用 開発面積に一律

《5. 越谷市まちの整備に関する条例、規則の改正内容(案)》

中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定に伴い、届出、協議の対象行為や施設の必要対策容量を明確にするため、主に以下の2点を改正する。

① 条例第37条(雨水流出抑制施設の設置)

対象規模となる開発行為等のうち、適用除外となる区域について、法手続きによる施設の設置を求めるため、法第30条を適用することを明文化する。

② 規則第29条(規則で定める雨水流出抑制施設)

規則で定める施設の必要対策容量については、法第30条の対象となる行為の適用を受ける場合において、法と条例を比較し、大きい方を適用することを明文化する。

《4. 特定都市河川の指定に伴い改正する越谷市まちの整備に関する条例、規則(抜粋)》

開発行為等に伴う雨水流出抑制施設の設置については、開発行為等による雨水流出量の増加及び湛水量の阻害による新たな浸水被害の拡大を防止するため、中川・綾瀬川流域整備計画を根拠とする対策量を有する雨水流出抑制施設の設置を義務付けてきた。

① 条例第37条(雨水流出抑制施設の設置)

開発地の面積が500平方メートル以上1ヘクタール未満の開発行為等を行う場合は、雨水の流出量の増加及び湛水量の阻害による新たな浸水被害の拡大を防止するため、規則で定める雨水流出抑制施設を設置するものとする。

② 規則第29条(規則で定める雨水流出抑制施設)

条例第37条第1項に規定する規則で定める雨水流出抑制施設は、開発面積に応じ、1ヘクタール当たり500立方メートル以上の容量を有する貯留型の施設とする。

《5. 法に基づく雨水浸透阻害行為の許可手続きの主な内容》

① 対象行為

土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為(雨水浸透阻害行為)

■許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

② 対象規模

雨水浸透阻害行為の面積が1,000平方メートル以上

※農地又は林地の保全、既に舗装されている土地、仮設の建築物等一時的な利用を目的とする行為は許可を要しない。

③ 必要対策容量

雨水浸透阻害行為後の流出雨水量が行為前の流出雨水量と同じになるような容量



法と条例の関係

	特定都市河川浸水被害対策法	越谷市まちの整備に関する条例
対象行為	雨水浸透阻害行為 ・土地の形質変更 ・土地の舗装 ・土地の締め固め等	開発行為等 (土地区画整理事業の施行区域等除く)
対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上 法に定める 雨水浸透阻害行為の面積のみ	500m ² 以上1ha未満 ※1ha以上の県協議で不要の場合も含む 開発区域面積
必要対策容量	行為前後の流出係数の変化等をもとに算定 申請毎に個別に算定	開発行為等の面積に対し、500m ³ /haをもとに算定 対策量の違い 開発面積に一律 必要対策容量の大きい方を適用

《6. 越谷市まちの整備に関する条例、規則の改正内容(案)》

中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定に伴い、届出、協議の対象行為や施設の必要対策容量を明確にするため、主に以下の2点を改正する。

① 条例第37条(雨水流出抑制施設の設置)

対象規模となる開発行為等のうち、適用除外となる区域(土地区画整理事業の施行区域及び規則で定める区域)について、法手続きによる施設の設置を求めるため、法第30条を適用することを明文化する。

② 規則第29条(規則で定める雨水流出抑制施設)

規則で定める施設の必要対策容量については、法第30条の対象となる行為の適用を受ける場合において、法と市条例を比較し、大きい方を適用することを明文化する。